



[モザンビーク債務救済措置に関わる交換公文の署名が行われました]

2021年4月5日、マプト市において、木村駐モザンビーク大使とマカモ外務協力大臣との間で、対モザンビーク債務救済措置に関わる交換公文の署名が行われました。

本件債務救済措置は、昨年4月にG20とパリクラブが合意した債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative）に基づくもので、約1億5千万円のモザンビークの債務返済が繰り延べされる。